

**相談者（Aさん）** 文部科学省の中学校学習指導要領の改訂に伴い、平成二四年度から武道が必修化されて、三分の二の学校が武道の中でも柔道を選択しているそうです。そのような中で今回は柔道の学校における事故の法的問題を中心として教えて下さい。

**弁護士** 武道の必修化は、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合が出来るようにするというのが、文部科学省の目的のようですね。一方柔道の格闘技性には生命・身体に対する危険が内在していることから、実施の際の安全の確保が大きくな問題になっています。

**Aさん** 柔道事故が裁判の対象になることは多かったですか。

**弁護士** 前回お話ししたプールでの水泳事故と匹敵する数の多さです。授業時間中の事故について学校の責任を認めたのは、熊本地裁平成二三年一月一七日判決です。この中学校では男女を問わずに柔道を必修にしたことから、中学三年生の女子学生が体育の授業中に同級生から技をかけられたが、受け身を取ることができずに、床に右手を打ち付けて怪我をしたという事案です。判決は、①女子生徒なので、筋力が男子より弱く、受け身を修得するには一定の練習量が要求される、②現実にはカリキュラムに比して確保さ

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第70回

# 学校における スポーツ事故の 法的問題 2

必修としたのに対応して、武道の中から柔道を選択した学校が多かったわけですが、この事件の時は熊本県教育委員会では武道とダンスのいずれかを必修にしたのだそうです。女子が柔道で怪我をしたということで、この点は問題になりませんでしたか。

**弁護士** 裁判においては、一つの争点になりました。女子生徒の興味関心を考慮しないで突然柔道を強制したことも問題であるという指摘が原告からなされたのです。判決はこの点にも言及しており、ダンスとの選択制を取らずに柔道を男女とも学習することにしたことは不合理ではないし、全生徒が柔道を学ぶことは年度の体育の一回目の授業で説明されていると認められると判示しています。

**Aさん** 柔道の事故に関しては最高裁の判決も出されているのでしょうか。

**弁護士** 最高裁平成九年九月四日判決が出されています。この判決は中学校における柔道教育について次のような判示をしています。「柔道は技能を競い合う格闘技であり、本来的に一定の危険が内在しているから、学校教育としての指導、特に心身ともに未発達な中学の生徒に対する柔道の指導にあたっては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によつて生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分

れていた授業時間が少なく受け身についての練習回数や方法が不十分であった、③そうした中で、技をかけあう練習を行ったことは過失がある、と認定したものです。

**Aさん** 今回の文部科学省の学習指導要領の改訂では、正確には武道とダンスの双方を

な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負う」この判決が、その後の柔道事故についての法的判断の基本的な枠組みとなつていきます。

**Aさん** 授業中ではなく、クラブ活動の場合、技能が高くなっている生徒もいて、かかあう技も高度なものが増えてくるので、事故も多くなるように思うのですが、裁判になっていますか。

**弁護士** 横浜地裁平成二三年一月二七日判決がクラブ活動中の事故について学校側の責任を認めています。市立中学校の三年生だった生徒が柔道部の顧問教諭と乱取りをしていたのですが、生徒が一度絞め技をかけられて、半落ちとなった後、正常な状態に回復していないのに乱取りを再開し、受け身を十分に取ることができない状態なのに背負い投げ、一本背負い等の技をかけた結果、生徒が急性硬膜下血腫を発生して、重大な後遺障害が残ってしまったという事案です。

**Aさん** 実は私も昔柔道を習っていたことがあるのですが、絞め技で半落ちになると意識が朦朧としてしまい、なかなか元に戻りません。それなのに乱取りを再開したというのは危険ですね。

**弁護士** 裁判所も、この顧問教諭は各種大会で優勝経験もある二六歳の男性で、中学



三年生の生徒とは明らかな体力差、技能差があつたということを前提として、危険性を指摘して、Aさんと同じような評価をして、教諭の過失を認めています。また、クラブ活動中であることが、注意義務の程度を低くするという点もありません。クラブ活動は学校教育の一環として位置づけられており、これを実施する学校は正規の授業時間中と同じように、参加する生徒の生命・身体の安全を確保するための万全の措置を取ることが要求されているからです。

**Aさん** クラブ活動の中で、地域の有段者が外部コーチとして指導するようなこともあると思いますが、そうした指導者の過失で事故が起きた場合、誰が責任を負うことになりませんか。

**弁護士** 私立学校の場合には、民法七〇九、

七一五条が適用され、指導者も学校も責任を負うこととなります。しかしながら、公立学校では国家賠償法一条が適用されることになる結果、外部コーチとして委託された指導者本人は基本的に責任を負わずに、学校を設置する自治体が責任を負うこととなります。

**Aさん** 柔道の授業が必修化されることに伴って、教育現場ではどのようなことに留意しなければならぬのでしょうか。

**弁護士** 文部科学省は平成二四年三月に「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」を明らかにしました。その中で柔道の授業における安全管理のためとして次の六つのポイントを挙げていますので、原文にも当たってみてください。①練習環境の事前の安全確認、②事故が発生した場合への事前の備え、③外部指導者の協力と指導者間での意思疎通・指導方針の確認、④指導計画の立て方、⑤安全な柔道指導を行う上での具体的な留意点（受け身の重要性等）、⑥万一の場合の対処（怪我の手当等）

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所

東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員